

陳情第 4 号



生産緑地制度に関する陳情書



あさか野農業協同組合

都
身
近
代
繁
都
ま
平
確
備
お
平
が
地
に
て
団
い
す
せ
す

生産緑地制度に関する陳情書

都市の農業・農地は、地域住民に安全安心で新鮮な農産物を供給する最も身近な存在であるほか、豊かな緑と潤いのある空間を提供するとともに、次世代への食農教育や土に触れるレクリエーションの場の提供、災害時の市民の緊急避難場所等オープンスペースの確保など、多面的な機能を持ち、健全な都市生活を営むうえで公共的役割と価値を備え、地域づくりに貢献しております。

平成27年4月には「都市農業振興基本法」が制定され平成28年5月には「都市農業振興基本計画」が閣議決定され税制上の措置、担い手の育成及び確保、農産物の地元での消費促進、農作業を体験する事が出来る環境の整備、的確な土地利用に関する計画の策定等が講ずべき施策としてあげられております。

平成29年4月に、生産緑地制度が法改正され、一団の農地等の最低面積が500㎡から300㎡に引き下げが可能となります。また、これまでは生産緑地に指定された農地が公共収用等で500㎡を下回った場合、指定を解除されてしまいましたが、今回の法改正により「新たに緩和された面積」または「一団の農地」の要件を満たせば、生産緑地として存続できることとなりますが、いずれも市町村による条例改正が必要であります。

よって、以下のとおり生産緑地制度の法改正に伴う条例の改正等、陳情させていただきます。また、陳情項目についての意見書を政府関係機関に提出することを併せて陳情いたします。

記

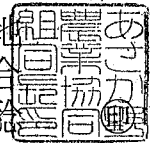
[陳情項目]

- 一. 生産緑地制度の法改正に伴い条例の改正を実施すること。
- 一. 生産緑地の追加指定及び再指定を緑地保全の観点から促進すること。

和光市議会
議長 吉田 武司 様

令和元年 8 月 26 日

朝霞市大字溝沼 4 6 6 番地
あさか野農業協同組合
代表理事組合長 池田 稔



新座市野火止 5 丁目 7 番 22 号
J A あさか野資産管理部会
連絡協議会 会長 三枝 和歳



和光市下新倉 8-9-24
田中 康久





